

## ふるさと山形四季旅事業（「山形日和。」旅行券）「利用宿泊施設」募集要綱

全国のコンビニ端末で既に販売および今後販売を予定している、ふるさと山形四季旅事業（「山形日和。」旅行券）「利用宿泊施設」の第2期募集を実施します。

### 1 ふるさと山形四季旅事業について

#### (1) 目的

国においては「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」として、地域の消費喚起にスピード感を持って対応を絞った対応をすること等を目的に「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）」が創設された。

本事業は、この交付金を活用し、県内の観光資源に対する消費の喚起・拡大を図るため「宿泊券」と「観光券」がセットになったプレミアム付き旅行券（以下旅行券という）を発行・販売する。

#### (2) 事業主体 山形県

（本事業の実施にあたっては、公益社団法人山形県観光物産協会が受託しています。）

#### (3) コンビニ販売計画 総合計 30,000枚

（第1回販売20,000枚、第2回販売予定10,000枚）

①第1回販売 7月9日全国のコンビニ端末機にて販売済み

②第2回販売計画 9月を予定

③販売数には蔵王山の火口周辺警報の影響で大きく客足が遠のいている蔵王温泉についてのみ利用できる、蔵王支援分が含まれる。

#### (4) 繁忙期（年末年始など）においても旅行券の利用制限は特に行わないものとする。

### 2 旅行券の概要（コンビニ端末機での販売）

#### (1) 概要

額面 10,000円（販売額5,000円）

観光券の付加 宿泊券と観光券を一葉に印刷

宿泊券には、山形県内観光施設で利用できる観光券が付与されている。

（観光券については、「観光券取扱施設」募集要綱を参照）

#### (2) 使用要件

- ・宿泊代のほか、飲食代、お土産代、各種サービス料など、宿泊代と一緒にフロントで支払う場合は対象金額に含める。
- ・10,000円に満たない場合は使用できない。
- ・1泊10,000円未満でも、連泊で10,000円以上であれば利用できる。  
また、2人以上宿泊で合計10,000円以上の場合も利用できる。
- ・旅行券の使用は、1人1泊につき2枚までとする。

#### (3) 販売場所（第2期販売）

全国の手続きコンビニの端末機等での販売となる予定。

(4) 発行枚数

総計 30,000枚を予定

(5) 販売期間

第1回 7月9日発売済20,000枚(内、蔵王支援分3,000枚)

第2回 9月発売予定10,000枚(内、蔵王支援分2,000枚)

(6) 利用期間

第1回 発売日～平成27年10月末日

第2回 平成27年11月1日～平成28年2月末日

※上記の販売場所、発行枚数、販売期間、利用期間、については変動することがある。

### 3 利用宿泊施設の条件等

次の①から⑧までの全ての条件を満たす必要がある。

- ①山形県内にある宿泊施設であること。
- ②「旅館業法」(昭和23年法律第138号)第2条第2項から第4項までの営業など必要な許可を得ていること。
- ③「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に規定される施設ではないこと。
- ④「山形県暴力団排除条例」(平成23年県条例第26号)を遵守していること。
- ⑤本事業による消費喚起効果等の測定及び本県における今後の観光交流推進施策立案のため、旅行券利用者に対するアンケート調査に協力できること。
- ⑥今回の事業運営の趣旨に反するような施設ではないこと。
- ⑦公序良俗に反しないこと。
- ⑧別途定める取扱いマニュアルに沿った運用が可能であること。

◆上記の条件を満たさない場合、虚偽の申請等があった場合は、利用宿泊施設の登録を取り消し、法的処置を執る場合がある。

### 4 注意事項

- ①登録宿泊施設は、当初の申請内容から変更となった場合は、速やかに山形県観光物産協会に届出しなければならない。
- ②登録宿泊施設に対し、必要があると認めるときは、調査し、又は必要な指示をすることがある。
- ③登録宿泊施設について、以下のいずれかに該当する場合、登録を取り消す場合がある。
  - ・登録した事業者が営業を終了した場合
  - ・前項の規定による調査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかった場合
  - ・法令に違反するなど宿泊施設として適切でないと認められる場合
  - ・その他、本県観光のイメージに重大な支障を及ぼす恐れがある場合

### 5 精算方法について

- ・登録宿泊施設は、毎月1日～末日利用分を翌月10日までに宿泊利用実績に応じて、山

形県観光物産協会が委託する株式会社 J T B 東北 法人営業山形支店（以下 J T B 山形支店という）に下記の報告書等を送付すること。

送付物 ①利用実績報告書（様式第 2 号）②旅行券（回収分）③請求書（様式 3 号）  
④回収したアンケート（様式 4 号）

- ・山形県観光物産協会が委託する J T B 山形支店では、宿泊施設から送付された請求書と旅行券の枚数を照合し、内容に不備や疑義がなければ請求者の指定口座に代金を振り込むこととする。（概ね 30 日以内）なお、報告書等の送付に要する送料及び振込手数料は宿泊施設の負担となりますので御了承ください。

なお、報告書等の送付については、書留にてご郵送ください。

送付先 〒990-0031 山形市十日町 2 丁目 1 - 2

株式会社 J T B 東北 法人営業山形支店

※「山形日和。」旅行券精算係宛 と必ず記入ください。

問合せ電話 023-608-5123

問合せ時間 平日 9：30～17：30（土日祝日、年末年始を除く）

- ◆虚偽の換金申請等、悪質な事例があった場合は、利用宿泊施設の登録を取り消し、法的処置を執る場合がある。

## 6 登録申請方法

次の書類を提出してください。

- (1) 様式第 1 号 「ふるさと山形四季旅事業」（「山形日和。」旅行券）「利用宿泊施設」登録申請書及び通帳の写し（1, 2 ページ目）
- (2) 宿泊施設を運営する上で、必要な許可を得ていることを証する書類の写し

<例> 旅館業法第 3 条第 1 項の規定に基づく営業許可書等

※食品衛生許可証では認められません。ご注意ください。

**提出先** 〒990-8580 山形市城南町 1 丁目 1 番 1 号 霞城セントラル 1F

公益社団法人山形県観光物産協会 観光課 ふるさと山形四季旅事務局 TEL023-647-2333

・郵送又は持参でご提出ください。

（持参の場合は土日祝日を除き 9：30 から 17：00 まで）

・郵送の場合、封筒に朱書きで「ふるさと山形四季旅事業（「山形日和。」旅行券）「利用宿泊施設」応募関係書類在中」と記載してください。

（書類等については、返却いたしませんので御了承ください）

・提出期限：平成 27 年 8 月 14 日（金）当日消印有効

(様式第1号)

ふるさと山形四季旅事業（「山形日和。」旅行券）「利用宿泊施設」登録申請書

平成 年 月 日

公益社団法人山形県観光物産協会

会長 平井康博 殿

住 所

申請者 施設名等

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

※「社判」のご捺印をお願いいたします。

「ふるさと山形四季旅事業」の趣旨に同意しますので、利用宿泊施設として登録申請します。また、当宿泊施設は、「ふるさと山形四季旅事業」への参加に当たって、募集要綱及び関係法令等を遵守することを誓約いたします。（※記載事項に不備がある場合は、受け付けられませんのでご注意ください。）

【宿 泊 施 設 基 本 情 報】

宿 泊 施 設 名	(フリガナ)		
	※WEBページ等対外的な媒体に記載する正式名称を記載ください。 ※スペースが必要な場合、「半角スペース」「全角スペース」と記載ください。		
所 在 地	〒		
担 当 者 職 氏 名			
電 話 番 号	※お客様へご案内する電話番号を記載ください。	F A X 番 号	
電子メールアドレス			
公式URL	※施設のWEBページを記載ください。ない場合は「なし」と記載ください。		
宿泊施設の営業に必要な許可 (番号に○印)	1 ホテル営業 2 旅館営業 3 簡易宿泊所営業	許可番号	山形県指令 第 号 ※許可書の写しも添付してください。

【振 込 先 の 口 座 情 報】

金融機関名		本・支店名	
預金種別	普通・当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

※通帳の写しを添付してください。(1、2ページ目)